デイサービスせぴあ

指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕事業

運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社中山電気工事が設置するデイサービスせぴあ（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業〔指定介護予防型通所サービス〕（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（要支援状態）にある利用者に対し、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防型通所サービスにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の実施に当たっては、必要な時に必要な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供ができるよう努めるものとする。

３　指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

指定介護予防型通所サービスにおいては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターへ情報の提供を行う。

６　前５項のほか、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成２４年１２月２１日条例第５２号）、「尼崎市通所型サービス（第一号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　デイサービスせぴあ

（２）所在地　兵庫県尼崎市御園一丁目２番２９号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（常勤職員。生活相談員兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）地域密着型通所介護従業者

生活相談員　　　２名

看護職員　　　　２名

介護職員　　　　４名

機能訓練指導員　２名

地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用の申し込みに係る調整、他の地域密着型通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画〔指定介護予防型通所サービス計画〕の作成等を行う。

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時までとする。

（３）サービス提供時間　午前９時から午後５時までとする。

（事業所の利用定員）

第７条　事業所の利用定員は、１日１８名とする。

（指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容）

第８条　事業所で行う指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容は、次に掲げるもののうち各利用者において必要と認められるものとする。

（１）入浴サービス

（２）給食サービス

（３）生活指導（相談・援助等）レクリエーション

（４）機能訓練

（５）健康チェック

（６）送迎

（７）アクティビティ（介護予防）など

（指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の利用料等）

第９条　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額）によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８.３.１４厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。

２　指定介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、尼崎市が定める基準（費用算定に関する基準要綱に定める額（以下「算定基準要領」という。））によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

３　食事の提供に要する費用については、５５０円を徴収する。

４　おむつ代については、提供した分にかかる実費を徴収する。

５　その他、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

６　前４項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

７　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

８　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

９　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、尼崎市の全域とする。

（提供記録の記載）

第１１条　従業者等は、サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

（衛生管理等）

第１２条　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１３条　利用者は指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を地域密着型通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第１４条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処理について記録し、その完結の日から５年間保存する。

４　利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

５　事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

（地域との連携等）

第１５条　指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

２　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

３　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

（苦情処理）

第１６条　指指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から５年間保存する。

３　事業所は、提供した指指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関し、介護保険法第23条又は第115条の45の７の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　事業所は、提供した指指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

４　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１８条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（暴力団の排除）

第１９条　事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第２０条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後6か月以内

（２）継続研修　　年1回

２　事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防型通所サービス〕に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

３　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社中山電気工事と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月11日から変更実施する。（第六条（３）サービス提供時間）